

令和7年度岩手県高齢者総合支援センター 運營業務委託

企画コンペ実施要領

令和7年2月
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度岩手県高齢者総合支援センター運営業務委託」（以下「委託」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 委託件名及び数量 令和7年度岩手県高齢者総合支援センター運営業務委託 一式
- (2) 委託の仕様等 資料2「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算額 **54,621千円以内（税込）**

（うち、地域包括支援センター職種別研修及び総合相談支援研修に係る業務の予算額は3,491千円（税込、人件費を含む。）、高齢者の権利擁護に係る業務の予算額は2,455千円（税込、人件費を除く。）、認知症相談事業（認知症電話相談、地域交流会及び本人ミーティングに係る情報収集・情報提供）に係る業務の予算額は4,992千円（税込、人件費を含む。）及び認知症サポーター事務局等（認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修及びチームオレンジの立ち上げ・運営に係る支援事業）に係る業務の予算額は810千円（税込、人件費を除く。）、高齢者の社会貢献活動の促進に係る業務の予算額は2,487千円（税込、人件費を含む。）とする。）

なお、予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡する。また、本事業は、令和7年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

2 コンペ参加者の資格に関する事項

委託に関するコンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めたいうで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、仕様書で定める職員の配置が可能であり、また、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 本業務の実施において、個人情報等の取扱いを伴う事務等を実施する際は、資料2「委託仕様書 7 その他留意事項(3)」に記載の事項に留意するとともに、個人情報の保護に関し安全管理措置（※）がなされ、資料2関係別記「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者であること。
- （※）安全管理措置…個人情報保護委員会が作成・公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成28年11月（令和7年3月一部改正、未施行：令和7年3月24日施行）」に掲載の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。（URL：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部長寿社会課（岩手県庁9階）
電話 019-629-5436
FAX 019-629-5439
電子メールアドレス ad0005@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の提示

企画コンペ手続等に関する下記の要領等について、岩手県公式ホームページ（トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ＞コンペ参加者募集情報）に掲載する。

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	委託仕様書
資料2 関係	（別記）個人情報取扱特記事項
資料3	企画コンペ提案書作成要領
資料4	企画コンペ提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア. 受付期間：令和7年2月18日（火）～令和7年3月3日（月）午後5時まで

イ. 受付場所：3の(1)に同じ

ウ. 提出方法：原則として、電子メール又はFAXによる。

エ. 回答方法：受付けた質問については、随時、すべてのコンペ参加者に回答する。

なお、最終回答の期日は令和7年3月4日（火）とする。

(4) 参加資格の確認

コンペ参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を3の(1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア. 参加資格確認申請書類

<ul style="list-style-type: none">・【様式 1-2】企画コンペ参加資格確認申請書・【様式 1-3】団体等に関する調書・【様式 1-4】センター職員一覧・【様式 1-5】受付票・企画コンペ参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型3号封筒に企画コンペ参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物 110 円分の切手を添付したもの）
--

イ. 提出期限：令和7年3月3日（月）

・持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3の(1)に直接提出のこと。

・郵送の場合は、書留にて提出期限までに3の(1)に必着のこと。

ウ. 提出期限までに提出しない者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ. 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

オ. 参加資格の確認結果は、令和7年3月6日（木）までに郵送により書面で通知する。

カ. 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア. 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(7) 提出期限：令和7年3月13日（木）午後5時まで

(4) 提出場所：3の（1）に同じ

(ウ) 提出方法：持参による

イ. 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和7年3月19日（水）までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(7) 企画コンペ提案書等の提出

ア. コンペ参加者は、別添資料3「企画コンペ提案書作成要領」で定める書類（以下、「コンペ提案書等」という。）を3の(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、コンペ参加者1者につき1提案とし、業務実施に係る費用は、1の(4)に示した予算額を超えないものとする。

イ. 持参の場合は、下記提出期限までに3の(1)まで提出するものとする。

〔提出期限〕 令和7年3月10日（月）まで

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ. 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒にコンペ提案書等及び企画コンペ参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ密封し、外封筒に「コンペ提案書」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて保健福祉部長寿社会課あての親展で上記提出日までに提出するものとする（必着のこと）。

エ. 提出日までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

オ. 一度提出したコンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(8) 企画コンペ提案の無効

(4)のウ及びカにより参加資格が認められなかった者の企画コンペ提案及び下記のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とする。

ア. 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ. その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペへの不参加

ア. 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式1-6】「企画コンペ参加辞退届」を3の(1)まで持参又は郵送により申し出なければならない（必着のこと）。

イ. アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

ア. 別添資料4「企画コンペ提案審査要領」に基づき、企画コンペ審査を行う。

なお、コンペ提案書等の内容が1の(4)の額を超えた場合は、企画コンペの審査の対象とはならないものとする。

イ. コンペ審査は、下記により開催する審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において行う。

委員会の日時及び場所について、県は事前にコンペ参加者に対して通知する。

なお、企画コンペ審査の際、コンペ提案書等についてコンペ参加者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(7) 日時(予定) 令和7年3月中旬(別途通知する。)

※プレゼンテーションの順番についてはコンペ提案書等の提出の際にくじで決める。なお、くじを引かない者及び郵送により提出した者があるときは、これに代えて当該事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

※プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

ただし、コンペ参加者が多数になる場合にはこの限りではない。

(4) 場所(予定) 盛岡市内

ウ. コンペ参加者が3者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、コンペ提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

コンペ参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わない。

エ. 委員会の審査を基に第1順位の委託候補者を決定する。

オ. 企画コンペの結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

カ. 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) 苦情申し立て

本手続きにおける参加資格の確認、その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月5日岩手県告示第215号）」により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先 岩手県出納局会計課指導担当 電話番号 019-629-5990）に対して苦情を申し立てることができる。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金：会計規則に基づき判断する

(3) 企画コンペ提案書等の位置付け

企画コンペ提案書等に記載された事項は、委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本委託の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 追加事業との関係

県は年度途中に必要と認めた事業については、委託候補者が行った企画コンペ提案以外にも、契約を締結する場合がある。なお、それらの事業についても委託候補者が業務を行なう場合があるものとし、その業務に係る費用は、当初の契約金額の範囲内で賄うものとする。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、「競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱（平成22年4月1日施行）」に基づき、必要事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することができる。

7 公正な企画コンペの確保

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア. コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。
 - イ. 提出書類は返却しない。
 - ウ. 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、コンペ参加者が負う。
- (2) コンペ参加者が本件企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。
- (3) 本業務に係る予算等について、議会の議決を経るまでの間に契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。

なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。